

明治 20 年代の日本音楽観

—— 東京音楽学校存廃論争を通して ——

平 田 公 子

I はじめに

明治 20 年代には、鹿鳴館に代表されるような明治政府の極端な欧化政策に反対して、日本の伝統に基づいた内的発展を図ろうとする国粹主義的な思想が台頭しつつあった。三宅雪嶺や志賀重昂らの思想である⁽¹⁾。これらの思想は国粹主義的であったとしても、西洋に学びつつ日本の伝統に基づいた内的発展を目指したものであった。

また、明治 22 年 (1889) に開校した東京美術学校では、東京音楽学校と大きく異なり、日本美術を保存・復興させることを目指した教育が開始された⁽²⁾。

このような明治 20 年代に、日本音楽、特に俗曲⁽³⁾は一体どのように考えられていたのだろうか。本論文は、明治 23 年 (1890) 末に起こった東京音楽学校存廃論争を通して、明治 20 年代の日本音楽観（俗曲観）を探ろうとするものである。

東京音楽学校存廃論争は、東京音楽学校開校後、三年を経たばかりの明治 23 年 (1890) 末の帝国議会の予算委員会において、学校の経費の問題から始まり、やがて学校の存廃が議論されることとなったものである。学校の存廃問題は予算委員会での議論を発端に、新聞、雑誌等で盛んに議論され、当時の様々な音楽観や音楽教育観を示すこととなったのである。

東京音楽学校存廃論争についての主な先行研究としては、遠藤宏『明治音楽史考』⁽⁴⁾、山住正己『唱歌教育成立過程の研究』⁽⁵⁾、田甫桂三編著『近代日本音楽教育史 I』⁽⁶⁾、玉川裕子「明治日本と西洋音楽一制度史からみた『美的受容』の成立—」⁽⁷⁾、東京芸術大学百年史編集委員会『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』⁽⁸⁾等があげられる。

遠藤の著書は、議会での東京音楽学校存廃についての議論や、その議論を紹介した当時の新聞や記録、並びに、議員の東京音楽学校参観等について報告している。

山住の著書も、議会での議論を中心にして、その議論についての雑誌等の論考を紹介し、当時の音楽教育観等について論じている。

田甫編著においては、東京音楽学校存廃論争については滝田善子執筆の第 4 章が論じている。ここでは、東京音楽学校は存続に帰結したことで表面的には何事もなかったように思われるが、この存廃論争を契機として、音楽教育も国家主義との結びつきを強固なものとし、愛国心の養成を主軸とする徳性の涵養へと導かれていったこと等、音楽学校存廃論争が、音楽教育の基本的な部分に重大な意味を持っていることを報告している⁽⁹⁾。

玉川論文は、音楽取調掛が東京音楽学校になっていく中で、将来の国楽を創成するために、西洋音楽と日本音楽の両方を習得する人物を養成するという、音楽取調掛の当初の理念は変質し、西洋音楽研究及びその専門家の養成と、唱歌教育を行う教員の養成が分離していったことを報告している。東京音楽学校存廃論争においては、音楽学校の必要性は、優秀な芸術家を養成するためとする音楽学校の設立理念ではなく、卑猥な俗曲を追放し善良で雅正な歌曲を普及するための俗曲改良と、唱歌教育を行う教員の養成であるとされたことを示している⁽¹⁰⁾。

『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』は、議会での論争並びに存廃論争にかかわる新聞、記録、雑誌等の論考を資料として収集、紹介している。

これらの先行研究は視点はそれぞれ多少異なる

ものの、いずれも東京音楽学校存廃論争の経緯や、そこに見られる音楽教育観について論じているものであり、日本音楽観を中心に論じたものではない。従って本論においては、東京音楽学校存廃論争の経緯や音楽教育観については、これらの先行研究に学びつつ、存廃論争を通して見られる日本音楽観（俗曲観）を探っていきたい。

II 東京音楽学校存廃論争

(1) 経緯

明治23年(1890)11月29日に行われた帝国議会開院の祝賀会から間もなく、24年度の予算を審議していた予算委員会で、経費問題を理由にして、高等中学校、女子高等師範学校と並んで、東京音楽学校廃止の声があがった。立憲自由党員工藤行幹によって、東京音楽学校廃止の動議が提出されたのである⁽¹¹⁾。それをきっかけに、議会の内外で様々な議論が沸き起こり、東京音楽学校存廃論争へと発展する。論争は連日新聞紙上で報道され、雑誌等でも盛んに論じられた。音楽学校の経費の多少の問題から始まった議論の中心は、やがて音楽学校の必要如何となり、音楽教育をどのようなものと捉えるのか、国立の音楽教育機関が必要かどうかといったことまで問われるようになった。

議会では立憲自由党が音楽学校の廃止を、改進黨は予算に修正を加えるとしても、存続させることを主張した。激しい議論の末、ひとたび音楽学校は廃止を免れた。しかし、議会から経費節減の声が消え去ったわけではなく、26年(1893)9月には、音楽学校は高等師範学校附属の時代を迎えることになるのである。

(2) 音楽教育観

① 音楽は風教上必要

東京音楽学校存廃論争にかかわって発表された代表的な音楽教育観は、植物学者であり、東京大学設立とともに理学部生物学科教授となり、明治31年(1898)には東京高等師範学校長にも就任した矢田部良吉(1851-1899)のものであろう。帝国議会の予算委員会での議論が始まるとすぐ、矢田

部は「音楽學校論」というタイトルの論考において、「音楽の風教上必要なるは東洋西洋を問はず先哲の既に論ぜし所にして今又喋々するを要せず」⁽¹²⁾という音楽教育観を発表した。発表後、矢田部の論考は様々な新聞、雑誌等に取り上げられた。

また『大日本教育會雑誌』の「論説」においても、「音楽ノ人生ニ缺クヘカラサルコト知ルヘキナリ、況ヤ音楽ノ雅俗ニ依リテ、國民文運ノ一班ヲ窺フニ足ルヲ以テ考フルハ、其國家ニ對シテ密接ノ關係アルコト、(中略)其國民ニ風尚品位ヲ養フヘキ音楽ヲ奨勵保護スルハ、其國家ノ當ニ務ムヘキ所タリ」(以下、文中の括弧内は筆者による)⁽¹³⁾と述べられ、音楽は人生に不可欠であり、国民の風尚品位を養うべき音楽を保護・奨励することが国家の務めであるという音楽教育観が示された。

さらに、音楽取調掛並びに東京音楽学校において伊澤修二の片腕として活躍した神津専三郎(1852-1897)も、伊澤修二が主宰する雑誌『國家教育』の「問題答義」「第十一問 風教ニ對スル國家ノ責任」「第十二問 國立音樂學校ヲ必要トスル理由」において、「國家ハ國民ノ風教ニ關シ責任アルモノナリ其風教ノ如何ハ音楽ノ正否ニ關スルコト大ニシテ」⁽¹⁴⁾と述べ、国民の風教の如何は音楽によるところが大きいという考えを発表する。

これら、音楽は国民の風教上不可欠という考えのみならず、音楽は徳育・智育・体育のいずれに属するかということについても様々に議論された。

② 音楽は徳育・智育・体育のいずれか

音楽が徳育・智育・体育のいずれに属するかという議論は、明治24年(1891)1月29日の衆議院の予算案に関する全院委員会における、立憲自由党員安田愉逸の文部省に対する質問に端を発する。安田は、文部省は教育を智育・徳育・体育の三部類に分けると聞かすが、音楽は何の部類に属するかと問う。それに対して、辻新次文部次官は「之ヲ直グニドノ事ト云フコトニハ當リマセヌ、併シナガラどう云フモノニ多ク含ンデ居ルカト申シマシタラ、徳育ナドノ部ニハ大分ナ近イ事デアリマセウト思ヒマス」⁽¹⁵⁾と答弁し、音楽は徳育に近い

ものであることを明言する。

『東京新報』は翌日の紙面にこれらの質問内容を、そして翌々日には速記録を紹介した⁽¹⁶⁾。これを通じて議論の内容は世間の知るところとなり、様々な議論を呼ぶことになった。

まず、日本人として最初に東京大学の哲学教授に任じられた井上哲次郎(1855-1944)は、朝比奈知泉宛の書簡「音楽は徳育か智育か體育か」⁽¹⁷⁾において、教育を智・徳・体に分類するのはスペンサーの考え方であり、ギリシアやドイツの哲学者はこのような区分を行わなかったと指摘する。そして、プラトン、カント、リーケ、ヴァイツ、モンテスキュー、ヘルバルト、アリストテレス、孔子等の音楽観を紹介し、「歐洲にては古より各國とも大抵皆音楽を教育の一部分とする事となれり若し國會の議員にして音楽の國家に必要なことを知らざるものあるときは日本文化の程度は之に由りて其極めて卑きことを推知するを得べし」と述べ、國家にとっての音楽の必要性を説いた。

当時の東京音楽学校長伊澤修二(1851-1917)も、自ら主宰する雑誌『國家教育』の中で、学校唱歌が徳育のみならず⁽¹⁸⁾、智育や體育に貢献することを述べる。智育との関係については、「先づ最初ニ唱歌ノ智育ニ關係アリヤ否ヤヲ述ベンニ(中略)右五官中(耳、目、舌、鼻、身)頗ル重要ナルニ官即チ耳ト舌トヲ教養スルハ智育ノ宜シク務ムベキ所ナルハ明ニシテ唱歌ハ主トシテ此目的ヲ達スベキ一科ナリ」⁽¹⁹⁾とする。また、體育との関係については、「唱歌ヲ施スヲ以テ最良トス何トナレバ自然ノ定律ニ從ヒテ教授スルトコロノ適當ナル唱歌ハ聲音ヲ練リ體格ヲ正シ呼吸ヲ適度ニ使用シテ胸膈ヲ開暢シ以テ肺臟ヲ強健ナラシムルノ効益アルヲ以テナリ」⁽²⁰⁾とする。

また、衆議院議員島田三郎(1852-1923)も明治24年(1891)2月11日の紀元節祝賀式での演説において、音楽は古から東西を問わず教育上不可欠のものとし、心身の健全な成長にとって必要であることは、西欧や中国の思想と実践が示してきたが、日本では、封建時代に算術と音楽は教育の範囲外に置かれたとし、西欧や中国が示すように、

音楽は人間の心身の健全な成長に必要なであるが、日本の封建時代には顧みられることがなかったと述べた⁽²¹⁾。

このように、井上も伊澤も島田も、音楽は徳育にのみ属するのではないということを主張している。しかし、文部次官の発言は重く、当時の音楽教育観は音楽と徳育との関係を重視する中で、愛国心の養成を軸とする徳性の涵養を目的に、国家主義的・全体主義的傾向に傾いていったのである⁽²²⁾。

(3) 日本音楽観(俗曲観)

では、このように徳育との関係を中心に音楽を考える音楽教育観が主流の中で、日本音楽(俗曲)はどのようなものとして考えられていたのだろうか。

① 矢田部の俗曲観

様々な新聞や雑誌等に発表された矢田部の「音楽學校論」においては、音楽は風教上緊要なものであると言われていることはすでに述べたが、ここでは同時にまた、音楽は風教を乱すものにもなり得ることが報告されている。「其曲と云ひ其辭と云ひ野鄙猥褻を極め言語同斷なるもの(中略)古の聖賢は音楽の風教上緊要なるを論ぜしと同時に亦鄭聲の悪むべきを論じたり而して我邦の俗曲の如きは其最も甚しきものなり」、あるいは、「端唄常磐津清元等は下等社會の最も學ぶ所にして其餘波上流社會にも亦達せり(中略)俗曲本は下等社會の修身教科書なり「バイブル」なり(中略)教科書たる學校讀本の如く面白からざるものに非ずして凡夫の凡情に訴え卑猥心に訴ふるもの、みならず加ふるに卑猥の音曲を以てするものなれば感化力のみより云へば天下無双教育社會絶無の好教科書なり」⁽²³⁾。

このように矢田部によれば、端唄、常磐津、清元等の俗曲は卑猥心に訴えその感化力には絶大なものがあり、下等社會のみならず上流社會にも影響力を有し、正に「下等社會の教科書」であるとされたのである。

② 神津の俗曲観

『國家教育』

神津専三郎も『國家教育』の「問題答義」において、俗曲について述べている。そこでは、当時巷に流行する俗曲を「淫楽」とし、その詞章や曲調声節は卑猥を極め、その影響力は大きく普通教育よりも広まり、全国至る所、淫声を聞かないことはないとする。そして、「今日我俗間ニ流行スル淫楽ノ詞章ハ狂色、道行、姦通、欠落、情死等ノ淫奔卑褻ヲ述ベ其曲調聲節モ淫靡ヲ極メ加フルニ手振身振ヲ以テ其情勢ヲ逞ウセザルナシ然レバ即チ淫楽ノ普及セルハ普通教育ヨリモ更ニ廣大ナル有様ニテ全國致ル處市街トシテ淫聲ヲ聞カザルナク演劇演技ノ場トシテ之ヲ見ザルハナシ」⁽²⁴⁾と述べる。また、風教を矯正しようとするれば淫楽を撲滅する必要があるとし、「今日ノ風俗ヲ矯正セントセバ宜ク先ヅ淫風ノ本源即チ淫楽ヲ撲滅セザルベカラズ」⁽²⁵⁾とする。

では、ここで神津の言う「淫楽」とはどのような音楽を指しているのだろうか。「淫楽」の意味を明らかにするには、明治24年(1891)11月に刊行された『音楽利害』⁽²⁶⁾を繙くことが必要であろう。

『音楽利害』

『音楽利害』には、和漢洋の書から抜き出された音楽の利と害にかかわる古今東西の事例が、上編・中編・下編に編集されている。『音楽利害』が刊行された24年11月と言えば、すでに音楽学校の存廃論争は一応の決着をみた時期であるが、その例言で「適々音楽モ國會ノ一義題ト爲ルノ時運ニ遭遇ス」⁽²⁷⁾と述べられているように、『音楽利害』は、音楽の利と害を学問的に明らかにすることを通して、東京音楽学校の擁護を目指したものであることが窺える⁽²⁸⁾。

その下編は「淫楽ノ弊害ヲ論ス」とされ、音楽の害の事例集となっている。その「卷之二十 淫聲ノ害ニ關スル事、三〇一 三線ノ世ニ害ヲ爲シタル事」においては、江戸中期の儒者太宰春臺

(1680-1747)⁽²⁹⁾の説を引用して、三味線は形状も卑しく、近來の三味線音楽は調子も高く手法も煩雑で、歌詞も野卑にして淫聲のはなはだしきものであるとし、「太宰春臺曰ク、三線ハ其製琵琶ニ似テ琵琶ニ比スレバ形状殊ニ卑シク、是ヲ彈スル情モ亦極メテ醜ナリ、寛文延寶以前ハ、其曲調少シク筑紫箏ニ類シ、俗調トイヘ共ナホ取ルベキモノアリ、近來ハ調子高ク浮動シ、手法煩雜ヲ極メ、歌詞野卑ニシテ、節度迫急ナリ、淫聲ノ甚シキ者トイフベシ、此聲纔ニ發スレバ輒チ人ノ淫心ヲ喚起シ、放肆邪侈ナルニ至ラシム、其害勝テ道フベカラズ」(以下、文中の下線は筆者による)⁽³⁰⁾とする。また、今代は公侯紳士と言えども雅楽や筑紫箏を好まず、三味線、浄瑠璃を喜ぶことについて、「今代ニ至テハ公侯縉紳ト雖モ、雅楽ハ固ヨリ筑紫箏ヲモ好マズ、タゞ三線、浄瑠璃ヲ玩ビ、賤妓ヲ宮中ニ召シテ歌舞セシムルノミナラズ、ナホ女優ノ設アリ、夜トナク日トナク、淫戯ニ耽テ之ヲ樂トスル者多シ」⁽³¹⁾と述べる。

そして、このような巷の三味線や浄瑠璃等の状況を、『樂記』の「鄭衛、桑間、濮上の淫声」に例えて、「樂記ニ鄭衛ノ音ハ亂世ノ音ナリ、桑間、濮上ノ音ハ亡國ノ音ナリトハ、淫聲ニ世ヲ亂シ、國ヲ亡スノ理アルヲイヘリ、今ノ妓樂、三線、浄瑠璃ハ、遙ニ古ヘノ鄭衛、桑間、濮上ノ淫聲ニ過クベシ」⁽³²⁾と述べる。また、淫楽が急速に風俗を破壊することについては、『孝經』からの一文を引用して、「風ニ移シ俗ヲ易フルハ樂ヨリ善キハナシト、然レ共雅楽ヲ以テ風俗ヲ矯正スルハ其効ナホ遅シ、淫楽ヲ以テ風俗ヲ敗壞スルハ其効甚ダ迅ナリ、縦ヒ雅楽世ニ行ハル、モ、淫楽ヲ禁セザレバ、雅楽廢レ易シ、所謂孔子ノ鄭聲ヲ放テトハ此故ナリ」⁽³³⁾とする。

さらに、「三〇二 浄瑠璃ノ世ニ害ヲ爲シタル事」においては、以前はまだ詞章も優雅で曲調も哀婉なる所があったが、元禄以降は卑俗に陥り禍が多いことを、「春臺曰ク、浄瑠璃モ寛文延寶以前ハ、皆昔物語ヲ演シ、詞章優雅ニシテ曲調哀婉ナル所アリ、淫聲トイヘ共往々忠臣孝子ノ事蹟ヲ述ブ、小人女子ノ如キモ、是ヲ以テ感動セザル者ナ

シ」⁽³⁴⁾あるいは「元禄以降愈々卑俗ニ陥リ、淫靡ノ聲多シ、(中略)此淨瑠璃ノ盛二世ニ行ハル、ヨリ、上下靡然トシテ淫風ヲ成シ、貴賤尊卑ノ別ナク、淫奔齷穢ニシテ人倫ノ道ニ戻ル者數フルニ違アラズ、是レ即チ淫樂ノ禍ナリト」⁽³⁵⁾とする。

このように『音楽利害』では、以前はまだ詞章も優雅で曲調も哀婉なる所があったが、現在巷で流行している三味線や淨瑠璃は、形状も歌詞も曲調も卑しく、人々の淫心を呼び起こし倣僻邪侈に至らしむるものであるとみなされ、『樂記』の「鄭衛、桑間、濮上の淫声」に例えられている。そして、風俗を正すためにはこれら淫樂を禁じなければならぬとされ、このことが『孝經』の一文を引用して示されている。

③ 神津の俗曲観の典拠

これら『音楽利害』に見られる淫樂の弊害についての事例は、神津自身示しているように、太宰春臺の『獨語』⁽³⁶⁾に依っている。従って、すでに述べた『音楽利害』の俗曲観が、どのように『獨語』に依っているか以下に示したい。

『獨語』では、三味線の形状の卑しいこと、淫聲のはなはだしきものであることについては、「今の世に淫樂多き中に、糸竹の属には三線、うたい物のたぐひには淨瑠璃に過ぐる淫声なし」とし、「今の三線は甚しき淫声なり。其の作り、琵琶に似たるやうにて、琵琶に比ぶれば形甚いやしく、是を弾ずるさまも、極めてみぐるし、此の声纔に発すれば、俄に人の淫心を引起こして、倣僻邪侈に至らしむる。其の害云ふばかりなし。士君子の仮にも聞くべき物に非ず」とする⁽³⁷⁾。また、今の代では高貴な人々も雅樂や筑紫箏を好まず、三味線、淨瑠璃を喜ぶことについては、「今の世には、諸侯貴人やんごとなき雲上の人も、雅樂を遊びたまふことなく、筑紫箏をだに好み給はず。たゞ三線淨瑠璃を遊び給ひ、賤しき妓女を宮中へ召して、歌舞をなさしむるのみならず。あまたの女優を畜ひおきて、夜となく昼となく、あらぬ戯をなさしめて、これを楽しみ給ふたぐいを多く聞けり」⁽³⁸⁾と述べる。

そして、このような三味線を、『樂記』の「鄭衛、

桑間、濮上の淫声」に例えて、「樂記に鄭声をはなてりとあり。鄭衛の音は乱世の音なり。桑間濮上の音は亡国の音なりと云へるは、淫樂に世をみだり、国を亡ぼす道理あることを云へるなり。今の世の妓樂、三線、淨瑠璃は、古の鄭衛桑間濮上の淫声にも過ぎなんぞと思ふ」⁽³⁹⁾と述べる。

また、淫樂が急速に風俗を破壊することについては、『孝經』からの一文を引用して、「風を移し俗を易るは、樂よりよきはなしと云へり。(中略)雅樂にて風俗を善くするは、其の効おそく、淫樂にて風俗をあしくするは、其の効早し。されば、たとひ雅樂世に行はれても、淫樂を禁ぜざれば、雅樂すたれやすし。孔子の鄭声を放てとの給ひしは此の故なり」⁽⁴⁰⁾とする。

さらに、淨瑠璃の害については、「寛文、延宝の此迄の淨瑠璃は、皆昔物語を演ぜし故に、詞やさしく綴りなして、あはれにをかききことも多かり。淫声といひながら、忠臣孝子義士節婦のことを云へれば、愚なる小人女子も是を聞いて感じあへり」⁽⁴¹⁾、あるいは、「元禄の比より、稍ますます俗に近くなりて、淫靡の声多し。(中略)此の淨瑠璃盛に行はれてよりこの方、江戸の男女淫奔すること数を知らず。元文の年に及びては、士大夫の族は云ふに及ばず、貴き官人の中にも、人の女に通じ、或は妻をぬすまれ、親族の中にて姦通するたぐひ、いくらと云ふ数知らず。是まさしく淫樂の禍なり」⁽⁴²⁾とする。

このように、『音楽利害』に述べられている三味線や淨瑠璃についての俗曲観は、太宰春臺の『獨語』から引用されていることが明らかであろう。ここから、神津の言う「淫樂」は、『獨語』における「淫樂」、さらには、『樂記』や『孝經』に見られる儒教的音楽観に基づいたものとも言えよう。

ところで、『音楽利害』の事例が引用である以上、神津自身の俗曲観と言えるのかという疑問を持たれるかも知れない。もちろん、この事例の細かい所まですべてが神津自身の俗曲観であるとは断定できない。しかし重要なことは、神津のこの俗曲観が、東京音楽学校存廃論争における俗曲観の学

問的論拠となっているということであろう。

では、このような俗曲観と東京音楽学校存続の必要性は、どのようなかかわりを有するのだろうか。

(4) 東京音楽学校存続の必要性

東京音楽学校の存続を主張する人々は、どのような存続理由をあげているのだろうか。

① 俗曲改良

先ず、矢田部は「音楽學校論」において、東京音楽学校の存続理由として俗曲改良をあげ、その方法三条

「第一 學校唱歌を盛にする事

第二 俗曲中取るべきものは或は之を取り或は修正を加ふる事

第三 優美高尚なる音曲の嗜好を奨励する事」をあげる。そして、「右(上)の方法を施行するには音楽學校を設立して音楽上の研究と教授とを爲さしむること極めて緊要なり」⁽⁴³⁾と述べる。

また、『大日本教育會雑誌』の「論説」においても、東京音楽学校の緊要な事項として、俗曲の歌詞を修正、楽譜を付し、欧州音楽の良い所を取り入れること等をあげ、「俗曲中、其曲風ノ優美ナル者ナキニ非ラスト雖、歌詞ノ卑猥ナルカ爲ニ、他ノ淫曲ト同視セラル、者アリ、是レ東京音楽學校ニ於テ其歌詞ヲ修正シ、楽譜ヲ附シテ永ク之ヲ普及シ、且歐洲音楽ノ所長ヲ採リ、之ヲ斟酌シテ本邦ノ國風ニ適セシメ、以テ音楽上ノ趣味ヲ高カラシメントスル所以ニシテ、即音楽教育施設上ニ關シ、緊要ナル事項」⁽⁴⁴⁾と述べる。

② 純正なる歌曲を興し風教を正す

次に、東京音楽学校の存続理由としては、俗曲改良との関連を有する、純正なる歌曲を興し、国民の風教を正すことがあげられている。『大日本教育會雑誌』の「論説」においては、「從來ノ俗曲ナル者ハ、其樂章概ネ鄙猥ニシテ、風俗ヲ害スルコト少カラス、故ニ文明ノ生活ニ適スヘキ典雅ノ樂譜ヲ作り、(中略)是レ東京音楽學校ニ於テ樂章曲譜ヲ編纂シ、典雅ノ唱歌ヲ作りテ普ク之ヲ傳誦セシメ、以テ國民ノ風俗ヲ優美ナラシメントスル所

以ニシテ、即チ音楽教育施設上ニ關シ特ニ緊要ナル事項」⁽⁴⁵⁾とする。

また、神津も『國家教育』の「問題答義」において、「國家ハ國民ノ風教ニ關シ責任アルモノナリ其風教ノ如何ハ音楽ノ正否ニ關スルコト大ニシテ純正ナル歌樂ハ人民ノ智徳ヲ高尚ニシ身體ヲ強健ニスル淫猥ナル聲曲ハ人心ヲ淫行ニ導キ一身ヲ誤ラシムルモノナリ然ルニ淫邪ノ聲曲ヲ制止スルハ純正ノ歌樂ヲ以テ之ニ代ラシムル他ニ良策アルコト無シ盛ニ純正ノ歌樂ヲ興シ以テ此目的ヲ達スルハ國立音楽學校ノ力ニ依ラザルベカラズ故ニ國家ハ國立音楽學校ヲ置キ以テ其責任ヲ全ウスルヲ要スト」⁽⁴⁶⁾と述べる。

③ 音楽師と音楽教師の養成

さらに、東京音楽学校存続の必要性として、音楽師と音楽教師の養成があげられる。『大日本教育會雑誌』の「論説」においては、東京音楽学校では師範部と専修科を設けて、普通及び高等音楽教員を養成することが緊要であるとし、「是レ東京音楽學校ニ於テ音楽師範部及専修科ヲ設ケ、以テ普通及高等音楽教員ヲ養成シ、以テ音楽教育ノ普及完備ヲ圖ル所以ニシテ、即チ音楽教育施設上ニ關シ、特ニ緊要ナル事項」⁽⁴⁷⁾とする。

また、明治24年(1891)1月29日の衆議院の予算案に関する全院委員会において、文部次官の辻新次も東京音楽学校の目的を音楽教師と音楽師の養成とし、「ソレカラ東京音楽學校ハ、音楽教師音楽ノ教員ヲ養成スル目的デアリマシテ、是ハ教員ノ方ハ小學校ヲ初メ此ノ唱歌ガ這入ツテ居リマス、又此ノ唱歌ハ一體ノ教育ニ必要デアリマシテ這入ツテ居リマス、之ヲ教ヘ之ヲ導イテ行テ行く人ガナケンニヤナリマセヌカラシテ、ソレヲ拵ヘル、最ウ一ツハ音楽師ヲ拵ヘル、此ノ音楽ハ段々必要ナコトデアリマセウガ、國ノ品位ヲ高メルトカ、風俗ヲ美ニシテ行クト云フヤウナコトニハ、餘程音楽ハ力ノアルモノト云フ譯デ御坐リマシテ、ソレニ當ル人ヲ拵ヘナケリヤナリマセヌ」⁽⁴⁸⁾、あるいは、「ソレカラ此ノ音楽學校ノ必要ハ先刻一應述ベマシタ通り、音楽師ト音楽教員ヲ養成シマス譯デアリマシテ」⁽⁴⁹⁾と述べる。

このように、音楽学校存続の必要性として音楽師と音楽教員の養成があげられていたが、難航する予算審議の中で、2月19日の委員会では、存続に説得力を持つと考えられた教員養成のみが説明されていくことになる⁽⁵⁰⁾。

以上、東京音楽学校の必要性として三つの理由があげられていたが、日本音楽に関わる具体的な事柄は俗曲改良のみである。

ところで、伊澤修二は明治12年(1879)10月30日付の寺島宗則文部卿宛の「音楽取調ニ付見込書」において、音楽取調掛の目的と任務について今後行うべき仕事の内容を述べている。そこでは、日本の音楽政策について三つの説の中から、東西二洋の音楽を折衷して、今日の我国に適する音楽を制定するよう務めるべきという説を妥当なものとし、

「第一項 東西二洋ノ音楽ヲ折衷シテ新曲ヲ作ル事

第二項 将来國樂ヲ興スベキ人物ヲ養成スル事

第三項 諸學校ニ音楽ヲ實施スル事」⁽⁵¹⁾

があげられている。

この「見込書」に見られる、音楽取調掛の目的と任務についての今後行うべき仕事と、音楽学校存廃論争での音楽学校の必要性を比較すると、何よりも、東西二洋の音楽を折衷して、将来我国の国楽を興すということが、存廃論争の必要性には見られないことである。それに伴って、国楽を興す人物の養成という記載も見られなくなっている。先行研究に指摘されているように⁽⁵²⁾、将来国楽を興すべき、西洋音楽と日本音楽の両方を習得する人物を養成するという、音楽取調掛の当初の理念が変質しているのである。このように、将来国楽を興すこと、また、国楽を興すことのできる人物を養成するという理念が変質したことによって、日本音楽に関わっては俗曲改良のみがあげられることになっているのである。そして、この俗曲改良の学問的論拠になったのは、音楽取調掛並びに東京音楽学校において、伊澤の片腕として活

躍した神津の俗曲観であったと考えられよう⁽⁵³⁾。

III おわりに

以上、東京音楽学校存廃論争を通して見られる、明治20年代の日本音楽観(俗曲観)を探ってきた。その結果、主として、以下のことが明らかになった。

第一に、国家は国民の風教に対して責任があり、その風教の如何は音楽によるところが大きいので、音楽は風教上必要であるとみなされた。

第二に、音楽は徳育のみならず智育・体育とも密接に関わるという主張も見られたが、文部次官が徳育との関係を明言したことにより、音楽は徳性の涵養を目的とするという音楽教育観に、益々傾いていった。

第三に、音楽は風教上緊要なものであるが、風教を正すことも乱すこともできるが、俗曲、殊に、三味線・浄瑠璃は「淫楽」とまで言われ、排斥されるべきものとされた。

第四に、この「淫楽」という考えは、江戸中期の儒者太宰春臺の儒教的音楽観に基づいたものであった。

第五に、音楽取調掛の当初の理念が変質し、東京音楽学校存続の必要性における、日本音楽に関わる事柄は俗曲改良ということのみであった。そして、俗曲改良の学問的論拠となったのは、神津の俗曲観であった。

以上が、東京音楽学校存廃論争を通して見た、明治20年代の日本音楽観(俗曲観)であるが、音楽は国家の風教上不可欠とされ、徳育との関係が明言される中、俗曲、殊に三味線や浄瑠璃などは益々排除されるべきものとなっていったことが見てとれよう。また、東京音楽学校存続の必要性としては、日本音楽に関わっては俗曲改良のみがあげられ、音楽学校において、日本音楽が以前にも増して否定的な存在になっていっていることも注目に値しよう。

(2008年10月6日受理)

【註】

- (1) 三宅雪嶺(1860-1945)や志賀重昂(1863-1927)らは、明治21年(1888)に政教社を設立し、雑誌『日本人』を創刊して、日本の伝統に基礎を置いた国粹主義的思想を展開した。
- (2) ワタリウム美術館編『岡倉天心 日本文化と世界戦略』平凡社、2005年、86頁。
- (3) 俗曲という用語は1870年(明治初年)代の新造語らしいが、その定義は時代と共に変化している。明治時代には雅楽など宮中に関係のあるものに対して、三味線音楽や箏曲のように民衆が愛好した音楽の総称で用いられている。倉田喜弘「俗曲」『音楽大事典3』平凡社、1982年、1380頁。
本論文においても、明治時代に用いられた意味で使用している。
- (4) 遠藤宏『音楽教育史文献・資料叢書5 明治音楽史考』大空社、1991年。
- (5) 山住正己『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会、1979年(復刊1刷)。
- (6) 田甫桂三編著『近代日本音楽教育史I』学文社、昭和55年(1980)。
- (7) 玉川裕子「明治日本と西洋音楽—制度史からみた『美的受容』の成立—」東京大学比較文学・文化研究会『比較文学・文化論集』vol.2-13、1986年。
- (8) 東京芸術大学百年史編集委員会『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』音楽之友社、昭和62年(1987)。
- (9) 前掲書(6)、219頁。
- (10) 前掲論文(7)、41-42頁。
- (11) 前掲書(6)、220頁。
- (12) 矢田部良吉「音楽學校論」『日本』明治24年(1891)1月13日、並びに、『國家教育』第5号、明治24年(1891)2月12日、上沼八郎監修『國家教育』第1巻、ゆまに書房、昭和61年(1986)。
- (13) 「論説」『大日本教育會雜誌』第102号、明治24年(1891)1月17日、『近代日本教育資料叢書 史料篇 大日本教育會雜誌17』宣文堂書店、昭和44年(1969)。
- (14) 「問題答義」「第十一問 風教ニ對スル國家ノ責任」「第十二問 國立音樂學校ヲ必要トスル理由」『國家教育』第5号、明治24年(1891)2月12日。
- (15) 前掲書(8)、327頁、並びに、『國家教育』第5号、明治24年(1891)2月12日。
- (16) 前掲書(8)、311頁。
- (17) 『東京新報』明治24年(1891)2月4日。
- (18) 伊澤は明治17年(1884)に報告した『音楽取調成績申報書』の「音楽ト教育トノ關係」において、「音楽ハ人性ノ自然ニ基キ其心情ヲ感動激觸スルモノニシテ喜悅ノ歌曲ハ人心ヲ喜バシメ悲哀ノ歌曲ハ人心ヲ悲歎セシムル等ノ如ク一モ心情ノ感動ヲ生ゼザルモノナシ故ニ正雅ノ歌ヲ歌フトキハ心自ラ正シ和樂ノ音ヲ聞クトキハ心自ラ和ラク心和キ正シキトキハ邪惡ノ念外ヨリ入ル能ハズ心ニ邪惡ノ念ナキトキハ善ヲ好シ惡ヲ避クルハ人ノ常ナリ是ヲ以テ心ヲ正シ身ヲ修メ俗ヲ易フルハ音樂ニ如クモノナシ」とし、音楽と徳育との深い関連性について述べている。『音楽教育史文献・資料叢書1』大空社、1991年、150頁。
- (19) 「學校唱歌ノ智育體育ニ於ケル關係」『國家教育』第5号、明治24年(1891)2月12日。
- (20) 「健康上ノ關係」同上。
- (21) 『音楽雜誌』第6号、明治24年(1891)2月25日。
- (22) 前掲書(6)、248頁。
- (23) 前掲論考(12)。
- (24) 前掲問題答義(14)。
- (25) 同上。
- (26) 神津仙三郎(專三郎)『音楽利害—一名樂道修身論』明治24年(1891)11月、『音楽基礎研究文献集11』大空社、1991年。
- (27) 同上。
- (28) 塚原康子「明治前期の日本音楽史研究—神津專三郎を中心に—」小島美子、藤井智昭編『日本の音の文化』第一書房、1994年、586頁。
- (29) 太宰春臺は江戸中期の儒者で荻生徂徠の弟子。春臺は師を継承し、徳川政権の国家としての自立性を確立すること、そして、礼楽による国家の秩序・制度を作っていくことを説いた。特に、楽の問題に注意を払った人物であった。田尻祐一郎・疋田啓佑『叢書日本の思想家17 太宰春台・服部南部』明德出版、平成7年(1995)、66-87頁。
- (30) 前掲書(26)。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
『樂記第十九』には、「鄭衛の音は亂世の音なり、慢に比し。桑間濮上の音は亡國の音なり。其の政散じ其の民流る」と記されている。竹内照夫『新釈漢文大系28 礼記(中)』明治書院、昭和52年(1977)、559頁。
- (33) 同上。
『孝經』の「廣要道章第十五」には、「風を移し俗を易ふるは、樂より善きは莫し」と記されている。栗原圭介『新釈漢文大系35 孝經』明治書院、昭和61年(1986)、276頁。
- (34) 同上。
- (35) 同上。
- (36) 太宰春臺『獨語』『日本隨筆大成第<一期>17』吉川弘文館、昭和51年(1976)。
『獨語』は春臺の晩年に記されたものであるが、そこには、和歌、茶道、俳諧、三味線・浄瑠璃、箏、猿

楽，俳優，その他一般風俗等について述べられている。春臺が，調子も高く手法も煩雑になっていった三味線・浄瑠璃を嫌い，淫楽として風教上排撃していることが目を引く。

- (37) 同上，273 頁。
(38) 同上，275 頁。
(39) 同上。
(40) 同上。
(41) 同上，273 頁。
(42) 同上，273-274 頁。
(43) 前掲論考 (12)。
(44) 前掲論説 (13)。
(45) 同上。
(46) 前掲問題答義 (14)。
(47) 前掲論説 (13)。
(48) 前掲書 (8)，324 頁。
(49) 同上，327 頁。
(50) 前掲書 (6)，264-247 頁。
(51) 前掲書 (8)，29-30 頁。
(52) 前掲論文 (7)，41-42 頁。
(53) 吉田寛「神津仙三郎『音楽利害』(明治二四年)と明治前期の音楽思想——一九世紀音楽思想史再考のため——」『東洋音楽研究』第 66 号，2001 年，24 頁。

The Views of Japanese Music in the 20's of the Meiji Era

— Through the Tōkyō Ongaku Gakkō Maintenance or Abolition Dispute —

HIRATA Kimiko

The Tōkyō Ongaku Gakkō (Tōkyō Academy of Music) maintenance or abolition dispute broke out from the problem of the budget in the Committee on the Budget of the House of Representatives at the end of the 23th year of the Meiji era (1890). In the dispute, various views of music and music education were announced.

The purpose of this paper is to study the views of Japanese music in the 20's of the Meiji era through the dispute.

As soon as the dispute began, Yatabe Ryōkichi (1851-1899) announced that music was indispensable in disseminating public morals. His view was published in some newspapers and some magazines.

The vice-minister Education Ministry met a question in the plenary session of the House of Representatives and answered it that music was almost moral education. Music education declined hereby to the direction for the purpose of the moral character cultivation.

Kōzu Senzaburō (1852-1897) called *zokkyoku* (popular music), especially *shamisen* and *jōruri* “*ingaku*” (lascivious music) and considered them to be the music that should have been expelled. His view was based on that of a Confucian, Dazai Shundai (1680-1747) of the Edo middle.

The original idea of Ongaku Torishirabe Gakari (Music Research Institute) changed in quality, and only the *zokkyoku* improvement was nominated for the necessity of the continuation of Tōkyō Ongaku Gakkō about Japanese music. Kōzu's view of *zokkyoku* became the academic ground of the *zokkyoku* improvement.